

○自動車の保管場所証明

(第4条第1項)

審査基準

平成21年2月13日作成

法令名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項	第4条第1項
処分の概要	自動車の保管場所証明
原権者(委任先)	警察署長
法令の定め	自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条(保管場所の確保) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条(保管場所の要件)、 第2条(保管場所の確保を証する書面等) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等)、第2条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)
審査基準	
標準処理期間	7日(行政庁の休日含まない。)
申請先	当該車両の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課を含む。)
決裁区分等	警察署交通課長(交通第一課長を含む。)